

岐阜県農林漁業体験施設登録制度実施要領

施行 平成19年6月26日付け農振第595号
最終改正 令和5年3月31日付け農村第997号

第1 趣旨

都市住民や団塊世代を中心に「農」ある暮らしなど新たなライフスタイルを求める気運が高まってきており、都市住民等が安全、安心してグリーンツーリズムを体験できるよう受入体制の整備と情報発信を推進する必要がある。

そこで、岐阜県の豊かな地域資源を活かした農林漁業体験メニューを提供するなどの一定の基準を満たす施設を登録し、都市側のニーズに対応した受入体制の整備と情報発信を行うことで、グリーンツーリズムの推進による農山村地域の活性化に資する。

第2 登録基準

「岐阜県農林漁業体験施設」（以下「体験施設」という）の登録基準は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 宿泊施設又は交流施設であること。
- (2) 農林漁業体験の提供を行うこと。
- (3) 体験施設での農林漁業体験は、農林漁業者主体で提供されるものとし、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 体験施設の代表者である農林漁業者による提供
 - イ 地域の農林漁業者との連携による提供
- (4) 次の指導者により、適切な農林漁業体験の提供が行われること。
 - ア (一財)都市農山漁村交流活性化機構が認定するグリーンツーリズムインストラクター等農林漁業体験の提供に関する講習等を受けた者
 - イ 農林漁業体験の指導経験が1年以上ある者。
- (5) 地域の食材、地域の特産品、及び地域資源の提供に努めること。
- (6) 前各号に関する関係法令等を遵守していること。

第3 登録

体験施設の登録を申請しようとする者は、様式1号により申請書を地域を所管する市町村長（以下「所管市町村長」という）に提出する。

- 2 前項により提出を受けた所管市町村長は、様式2号により同意書を知事（地域を所管する農林事務所を經由）に提出する。
- 3 所管市町村長から同意書の提出を受けた知事は、第2の登録基準を満たす体験施設と認めるときは、必要事項を台帳（様式5号）に登録する。

第4 登録事項の変更等

知事は、体験施設として登録した者に対し、所管農林事務所長及び所管市町村長を經由して登録証（様式4号）を交付する。

- 2 第4の登録証記載事項の変更については、前項の規定を準用し、登録証を再交付する。

第5 登録証の交付

知事は、体験施設として登録した者に対し、所管市町村長を經由して登録証（様式4号）を交付する。

- 2 第4の登録証記載事項の変更については、前項の規定を準用し、登録証を再交付する。

第6 登録者の責務

体験施設として登録を受けた者は、下記の責務を果たすよう努めるものとする。

- (1) 地域の農林漁業者等との調整
- (2) 地域資源の保全等の環境への配慮
- (3) 苦情等に対する適切な対応
- (4) 農林漁業体験等における損害保険契約等の締結
- (5) 県及び市町村への情報提供
- (6) 関係法令等の遵守

第7 登録施設への支援

知事は、都市住民等に対して体験施設の情報発信をし、積極的な活用を支援する。

第8 推進体制

知事は、市町村及び関係機関等と連携の下、体験施設の普及に努めるとともに、適正な運営について支援を行うものとする。

第9 実績報告等

体験施設として登録を受けた者は、体験施設利用状況等について毎年度様式第6号により翌年度の5月末までに所管市町村長を経由して知事へ報告する。

また、知事は必要に応じて体験施設から報告を求めることができる。

第10 登録解除及び取り消し

体験施設の登録を解除する場合は、様式3号により所管市町村長及び農林事務所長を経由して知事に提出する。

- 2 知事は、登録が不適正であると認めるときは、改善のための必要な指導又は登録の取り消しを行うことができる。なお、登録が取り消された場合は、登録証を速やかに知事に返納しなければならない。
- 3 第9による実績報告の提出がない場合や、報告内容が適正でない場合は、知事は運営状況を所管農林事務所長や市町村長を通じ確認し、第2に係る登録基準を満たしていないと認められる場合は登録を取り消すことができる。なお、登録が取り消された場合は、登録証を速やか知事に返納しなければならない。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

様式1号

岐阜県農林漁業体験施設登録申請書

年 月 日

市町村長 様

申請者

住所

氏名

(申請施設名及び代表者名)

電話

岐阜県のグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化に取り組むために、岐阜県農林漁業体験施設の登録を受けたいので岐阜県農林漁業体験施設登録制度実施要領第3に基づき、関係書類を添付のうえ申請します。

記

1 施設名 (ふりがな)

2 所在地 (ふりがな)

3 関係書類

(1) 登録基準に関するチェックシート (別紙様式①)

(2) 施設の概要書 (別紙様式②)

別紙様式①

登録基準に関するチェックシート（要領第2関係）

要件項目	確認内容				
(1) 宿泊施設又は交流施設であること	<p>宿泊施設 ・ 交流施設</p> <p>(該当する項目に○印を付ける)</p>				
(2) 農林漁業体験の提供を行うこと	<p>メニュー数 _____ 種類</p> <p>(メニュー数を記載する)</p>				
(3) 農林漁業者主体の農林漁業体験の提供であること	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="967 636 1163 835"> <p>農林漁業者である</p> <p>主な農林水産物</p> </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="1208 636 1409 835"> <p>農林漁業者との連携</p> <p>具体的な連携先</p> </div> </td> </tr> </table> <p>(該当する項目に○印を付け、記載する)</p>	<div data-bbox="967 636 1163 835"> <p>農林漁業者である</p> <p>主な農林水産物</p> </div>	<div data-bbox="1208 636 1409 835"> <p>農林漁業者との連携</p> <p>具体的な連携先</p> </div>		
<div data-bbox="967 636 1163 835"> <p>農林漁業者である</p> <p>主な農林水産物</p> </div>	<div data-bbox="1208 636 1409 835"> <p>農林漁業者との連携</p> <p>具体的な連携先</p> </div>				
(4) 指導者により適切な農林業体験の提供が行われること	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="967 954 1163 1153"> <p>インストラクター等</p> <p>名称ごとの人数</p> </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="1208 954 1409 1153"> <p>指導経験者</p> <p>経験年数ごとの指導者数</p> </div> </td> </tr> </table> <p>(該当する項目に○印を付け、記載する)</p>	<div data-bbox="967 954 1163 1153"> <p>インストラクター等</p> <p>名称ごとの人数</p> </div>	<div data-bbox="1208 954 1409 1153"> <p>指導経験者</p> <p>経験年数ごとの指導者数</p> </div>		
<div data-bbox="967 954 1163 1153"> <p>インストラクター等</p> <p>名称ごとの人数</p> </div>	<div data-bbox="1208 954 1409 1153"> <p>指導経験者</p> <p>経験年数ごとの指導者数</p> </div>				
(5) 地域の食材、地域の特産品、及び地域資源の提供に努めること	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="967 1303 1163 1503"> <p>地域食材の提供</p> <p>具体的な地域食材名</p> </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <div data-bbox="1208 1303 1409 1503"> <p>地域の特産品を提供</p> <p>具体的な特産品名</p> </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <div data-bbox="967 1543 1409 1700"> <p>地域資源を提供</p> <p>具体的な地域資源名</p> </div> </td> </tr> </table> <p>(該当する項目に○印を付け、記載する)</p>	<div data-bbox="967 1303 1163 1503"> <p>地域食材の提供</p> <p>具体的な地域食材名</p> </div>	<div data-bbox="1208 1303 1409 1503"> <p>地域の特産品を提供</p> <p>具体的な特産品名</p> </div>	<div data-bbox="967 1543 1409 1700"> <p>地域資源を提供</p> <p>具体的な地域資源名</p> </div>	
<div data-bbox="967 1303 1163 1503"> <p>地域食材の提供</p> <p>具体的な地域食材名</p> </div>	<div data-bbox="1208 1303 1409 1503"> <p>地域の特産品を提供</p> <p>具体的な特産品名</p> </div>				
<div data-bbox="967 1543 1409 1700"> <p>地域資源を提供</p> <p>具体的な地域資源名</p> </div>					
(6) 前各号に関する関係法令等を遵守していること (旅館業法、食品衛生法、消防法、建築基準法、旅行業法、道路運送法、酒税法 など)	<p><input type="checkbox"/> 遵守を確認した</p> <p>(確認済みの場合、□に√印を付ける)</p>				

※複数項目に○印をつけることもできます。

【参考】

※関係法令等の遵守について

関係法令の中でも、特に下記項目に留意する必要がある。

法 律	留 意 事 項
旅行業法	<p>農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス（これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む）を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。</p> <p>ただし、他の運送機関、宿泊施設を利用（手配）して、客に対してサービスを斡旋する業行為は旅行業登録が必要である。</p>
道路運送法	<p>農家民宿が宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は、道路運送法の許可対象外である。</p> <p>ただし、送迎客から料金を徴収したり、送迎を利用する客と利用しない客との間に宿泊料金に差がある行為は許可対象である。</p>
酒税法の特例	<p>農家民宿が自ら生産した米を原料として「濁酒」を製造する場合は生産量が少なくても製造免許を取得できる。ただし、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特区内で諸要件を満たしたものに限られている。</p> <p>また、農家民宿で食事と一緒に提供し、その場で消費する場合や製造場において酒類の販売を行う場合以外は、酒類販売業免許が必要である。</p>

別紙様式②

施設の概要書

1 施設連絡先

電話：

FAX：

2 施設の特徴

(1) 宿泊部屋数 _____ 部屋 最大収容人数 _____ 名

体験部屋数 _____ 部屋 最大収容人数 _____ 名

(2) 主な農林漁業体験メニュー（内容、料金、受入可能人数等を記載）

体験メニュー	料金 (税込み) 円	受入可能人数	保険込みの有無

(3) その他

3 利用料金

(1) 宿泊料金 1泊2食（税込み） _____ 円～

(2) その他

4 その他

(1) 旅館業法営業許可種別

(2) 食品衛生法営業許可種別

(3) URL：

(4) E-mail：

様式 2 号

岐阜県農林漁業体験施設登録申請同意書

年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長

標記について、岐阜県農林漁業体験施設登録制度実施要領第 3 に基づく申請書の提出がありましたので、同要領第 3 の 2 に基づき下記のとおり提出します。

記

施設の住所 名称・代表者氏名	
市町村長の同意 ※どちらかを○で囲んでください ※同意しない場合は、理由を記述してください	・同意します ・同意しません <理由>
添付資料	・岐阜県農林漁業体験施設登録申請書（写）

様式 3 号

岐阜県農林漁業体験施設登録事項変更（解除）申請書
（登録証書替交付申請書）

年 月 日

市町村長 様

申請者

住所

氏名

（申請施設名及び代表者名）

電話

年 月 日付け第 号で登録書の交付を受けた施設について、登録事項を変更（解除）したいので岐阜県農林漁業体験施設登録制度実施要領第 4（第 10）に基づき、関係書類を添付のうえ申請します。

記

1 登録番号

2 施設名

3 内容

変更（解除） 事項	変更（解除） 年月日	変更内容		変更（解除） 理由
		変更前	変更後	

添付資料（解除届・登録証記載事項変更の場合）：登録通知書

※解除の場合は、変更（解除）事項欄に「解除」と記載し、変更（解除）理由欄に廃業、移転等の理由を記載してください。

様式4号

岐阜県農林漁業体験施設登録証

登録番号 第 号

施設名

所在地

上記施設について、岐阜県農林漁業体験施設として登録したことを証します。

年 月 日

岐阜県知事

様式6号

年度岐阜県農林漁業体験施設利用状況等報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

(施設名及び代表者名)

電話

岐阜県農林漁業体験施設登録制度実施要領第9に基づき、実績を報告します。

記

1 施設名

2 所在地

3 関係書類

(1) 岐阜県農林漁業体験施設体験施設利用状況等 (別紙様式③)

別紙様式③

岐阜県農林漁業体験施設体験施設利用状況等

1 体験施設利用状況（ 年4月1日～ 年3月31日）

（1）宿泊者数 名（宿泊施設のみ）

（2）体験者数 名

（3）主な農林漁業体験メニュー

体験メニュー	体験者数	備考

2 体験施設の課題等

（1）運営上の課題、問題点

（2）宿泊客等の意見等

（3）次年度の活動計画等

3 ワークेशन*への対応（宿泊施設のみ）

- ・ 全部屋に wi-fi の環境が整っている はい ・ いいえ
- ・ 専用のワークスペースがある はい ・ いいえ
- ・ 部屋にデスクワーク用の机と椅子がある はい ・ いいえ
- ・ ワークेशनのお客を受け入れた はい ・ いいえ

*ワークेशनとは、ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を合わせた造語で、オフィスと離れた場所で休暇を楽しみながら働くことです。